

## 沖縄県漁業調整規則の一部改正の概要

沖縄県農林水産部水産課

### 第1 趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号。以下「規則」という。）の関係条文を改正することと併せ、規則の採捕制限対象種の明確化と見直し、備付け等を命じることのできる機器に漁業実態に応じた機器の追加、文言の適正化と誤記の訂正を行う。

### 第2 概要（一部改正規則の条項）

#### 1 地方名「えらぶうなぎ」を標準和名標記に変更する等（規則第34条）

適切に対象種を周知するため、地方名「えらぶうなぎ」の表記について、一般に用いられている「えらぶうみへび類」と変更し、さらに対象種である「エラブウミヘビ」と「ヒロオウミヘビ」の標準和名を併記することにより対象種を明確化する。

この際、規則第34条第1項の表を爬虫類、甲殻類、貝類毎に整理する。

#### 2 うなぎ（全長13cm以下のものに限る）周年採捕禁止規定の削除（規則第34条）

令和5年12月1日から、うなぎの稚魚についての法第132条第1項の規定が適用され、何人もうなぎの稚魚の採捕が禁止されることとなった。このことから、規則第34条によるうなぎの採捕制限を存置する必要性が失われたため、規則における当該部分を削ることとする。

#### 3 備え付け等を命じることのできる電子機器の追加（規則第43条）

沖縄県は知事許可漁業者に対して、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため必要があると認める時に船舶に備え付け、かつ操業又は航行する期間中に常時作動させることを命令できる電子機器として、衛星船位測定送信機（以下「VMS」という。）のみを規定しているところ。

しかしながら、知事許可漁業については小規模な事業者が多く、VMSの設置・運用に係る費用が高額であるなどの事情から、その備え付けが困難な事業者が多い状況にある。

一方で、船舶の位置を自動的に測定及び記録でき自動的に送信できる電子機器として船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）、自動的に送信はできないものの船舶の位置を自動的に測定及び記録できる電子機器として全地球測位システムに係る端末（以下「GPS」という。）が想定され、AISについては一部漁船には搭載、GPSについては、ほとんど全ての漁船に搭載されており、VMSの導入と比較して容易に対応可能な状況にある。

これらの状況を踏まえ、VMSの代替措置として、AIS及びGPSの備付け等を命ずることができるよう規定する。

#### 4 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 43 条）

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）により、法第 52 条に 1 項を加え、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等が新たに規定された。

規則の当該改正については、法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく法第 195 条第 3 号で規定されている。

#### 5 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 51 条）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑の創設等が行われることから、関係条文を改正する。

#### 6 文言の適正化

- (1) 規則第 37 条第 1 項第 4 号中の括弧書「発射装置を有するもの並びに潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。」は、やすやは具でも発射装置を有するものや潜水器を使用するものでは採捕してはならないことを、遊漁者等が明確に理解できるよう確認的に記載しているものであり、より適切に理解できるように改める。
- (2) 両罰規定の対象となる規定（規則第 51 条及び第 52 条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

#### 7 誤記の訂正

- (1) 規則第 37 条第 1 項第 2 号の「及<sup>ま</sup>手網」を「及び<sup>ま</sup>手網」に改める。
- (2) 規則第 52 条の「第 8 項おいて」を「第 8 項において」に改める。

### 第 3 施行期日

公布の日（令和 7 年 5 月予定）から施行する。ただし、第 51 条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。